

用水路の活用区分

活用区分の説明

「小平市用水路活用計画」では、用水路を6種類の活用方策に分類して、地域の特性や事情に合わせた整備を計画しています。この区分を「活用区分」といいます。

市では、用水路の活用にあたり、「活用区分」を尊重するとともに、地元の方と調整しながら「まちづくり」を推進していきます。

保 全	用水路のもつ歴史を尊重し、源水を確保しながら護岸の整備や緑化などによって、現状のまま保全する用水路	
転 用	親水	緑道などを併設し、水に親しめる空間を創る用水路
	緑道	緑を主体とした散歩道・通路などに利用する用水路
	道路	流水機能を地下にもたせ、その上を道路として利用する用水路
	下水	公共下水道として利用する用水路
保 留	上記以外の用水路	



さるすべり こみち
百日紅の小径



いろいろな活用区分があるんだね



用水路の線形は現況用水路の概要を示したものです。

- 保 全
- 転用(親水)
- 転用(緑道)
- 転用(道路)
- 保 留



用水路が好きになった

小平市用水路条例とは

用水路の管理および活用について必要な事項を定め、その利用の適正化および生活環境の保全を図ることを目的としています。

用水路の占有

用水路を次のとおり占有する場合は申請が必要です。

- 1 橋を架ける、通路として使用する
- 2 下水管、水道管やガス管などを埋設する
- 3 電柱を設置する、電線などを引き込む
- 4 その他、条例で定めているもの



占有料

- 橋、下水管、水道管… 1㎡あたり年額780円
- ガス管… 1㎡あたり年額558円
- 電線… 1㎡あたり年額360円
- 電柱… 1㎡あたり年額1,170円
- ※その他、種別により金額が異なります。
- また、次の場合は占有料が軽減または免除されます。

〈占有料の3分の1を軽減〉

- 有効最小幅員が2m以上3m未満の橋または通路

〈占有料の全額免除〉

- 有効最小幅員が2m未満の橋または通路
- 不特定多数の方が利用できる橋または通路（建築基準法などの法令に規定がある道路で現に通行できる道路^(注)に架けられた橋など）
- 注：行き止まりの場合は、延長35m以上の道路。
- 水道管などの埋設物や電線で、各家庭に引き込む生活関連の工作物

占有期間

市内すべての用水路の占有許可期間は、平成18年3月31日までです。その後は、5年ごとの許可期間となります。

用水路での禁止事項

条例では、用水路で次の行為は禁止事項となっています。

- 1 流れている水をせき止めるまたは外へ引き込む
- 2 水を動力ポンプを使用してくみ上げる
- 3 ごみを捨てる
- 4 生活排水などを流す
- 5 管理のための施設を壊す
- 6 暗きよにするまたは縦断占有する
- 7 駐車場、資材置場などとして占有する
- 8 物置、家屋などの建物により占有する
- 9 塀や垣根などにより占有する
- 10 その他、他人に迷惑を及ぼす行為

※4月1日(火)から小平市ホームページに用水路の活用(次世代に残そう水と緑の用水路)が掲載されます。

問合せ 公園緑地課 ☎042(346)9556